

役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人健翠会の役員等の報酬等並びに費用弁償について定めるものである。

(用語の定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) この規程でいう役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わず費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費を含む。）、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(各年度の報酬等の総額)

第3条 評議員は、定款第8条の定めるとおり無報酬とする。

- 2 理事には、各年度の総額が100,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。
- 3 監事には、各年度の総額が30,000円を超えない範囲で報酬を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 役員が理事会に出席したときは、別表1により、報酬を支給することができる。

- 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務に当たった場合には、別表1により報酬を支給することができる。
- 3 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表1により報酬を支給することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定に関わらず職員を兼務する役員に対しては、報酬は支給しない。

(支給の方法)

第5条 役員等に対する報酬は、必要の都度、現金により支給する。ただし、本人から申し出があった時は本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用)

第6条 役員等には、法人業務に要した費用を別表2により支給することができる。ただし、職員を兼務する役員に対しては、この法人の旅費規程に基づき、旅費が支給される場合を除き、理事会及び評議員会への出席に係る旅費は支給しない。

2 費用は原則として、事後、役員等からの請求により支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、事後に精算することができる。

(公表)

第7条 この法人は、本規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表1 報酬の額（第3条関係）

	業務種別報酬額
常勤役員	支給しない
非常勤役員	理事会出席報酬：出席1回につき10,000円 その他の業務報酬：業務1時間につき2,000円
監事	監査報酬：1回につき20,000円
評議員	支給しない

別表2 費用の額（第6条関係）

	費用弁償額
理事会及び評議員会への出席 （公共交通機関利用）	運賃の額
理事会及び評議員会への出席 （公共交通機関利用なし）	タクシー利用の場合：運賃の額（ただし2,000円を上限とする。） 自家用車利用の場合：150円/km
宿泊費（都外出張で宿泊を要する場合に限る）	実費
上記のほか、職務の執行に必要な経費	必要な額

社会福祉法人健翠会役員の報酬等に関する規程

訂正後（平成 29 年 6 月 21 日以降）